

## 日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表

( 部分は、変更部分)

変更案	現行				
<p>1 全額免除 (年間収入が一定額以下等の別住居の学生) (6) (略)</p>	<p>1 全額免除 (奨学金受給対象等の別住居の学生) (6) (略)</p>				
<p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。 2 (略) (削除)</p>	<p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、令和2年5月8日から施行する。 2 (略) (新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置) 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある場合において、免除すべき放送受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものは、放送受信料の免除の対象とする。</p>				
<p>別表4</p> <table border="1" data-bbox="159 1097 778 2092"> <tr> <td data-bbox="159 1097 284 2092">学 生</td> <td data-bbox="284 1097 778 2092"> <p>(年間収入が一定額以下の学生) 1 前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生 (1) 給与所得控除額のうち最も低い額 (2) 勤労学生控除の控除額 (3) 基礎控除の控除額のうち最も高い額  (国民年金保険料の学生納付特例対象の学生) 2 国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生  (健康保険等の被扶養者である学生) 3 次の各号の健康保険等の被扶養者である学生 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項に規定する健康保険の被保険者の被扶養者である学生 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73</p> </td> </tr> </table>	学 生	<p>(年間収入が一定額以下の学生) 1 前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生 (1) 給与所得控除額のうち最も低い額 (2) 勤労学生控除の控除額 (3) 基礎控除の控除額のうち最も高い額  (国民年金保険料の学生納付特例対象の学生) 2 国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生  (健康保険等の被扶養者である学生) 3 次の各号の健康保険等の被扶養者である学生 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項に規定する健康保険の被保険者の被扶養者である学生 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73</p>	<p>別表4</p> <table border="1" data-bbox="798 1097 1414 2092"> <tr> <td data-bbox="798 1097 922 2092">学 生</td> <td data-bbox="922 1097 1414 2092">(新設)</td> </tr> </table>	学 生	(新設)
学 生	<p>(年間収入が一定額以下の学生) 1 前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生 (1) 給与所得控除額のうち最も低い額 (2) 勤労学生控除の控除額 (3) 基礎控除の控除額のうち最も高い額  (国民年金保険料の学生納付特例対象の学生) 2 国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生  (健康保険等の被扶養者である学生) 3 次の各号の健康保険等の被扶養者である学生 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項に規定する健康保険の被保険者の被扶養者である学生 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73</p>				
学 生	(新設)				

変更案	現行
<p><u>号) 第2条第9項に規定する船員保険の被保険者の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第2条第1項第2号に規定する組合員の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第2号に規定する組合員の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第25条に規定する加入者の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(国民健康保険の修学特例対象の学生)</u></p> <p><u>4 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条に規定する修学中の被保険者の特例の適用を受けている学生</u></p> <p>(奨学金受給対象の学生)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、<u>5</u>の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</u></p> <p>(授業料免除対象の学生)</p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>(市町村民税非課税世帯の学生)</p> <p><u>8 (略)</u></p> <p>(公的扶助受給世帯の学生)</p> <p><u>9 (略)</u></p>	<p>(奨学金受給対象の学生)</p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、<u>1</u>の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</u></p> <p>(授業料免除対象の学生)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(市町村民税非課税世帯の学生)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(公的扶助受給世帯の学生)</p> <p><u>5 (略)</u></p>
<p>(注) 本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。</p> <p>本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</p>	<p>(注) 本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</p>